

# 総合評価方式について、よくある質問（FAQ）

（R8.4.1 現在）

## 1 技術提案について

### Q 提案型・評価Ⅰ型の技術提案について

A 提案型・評価Ⅰ型の「施工上の課題に対する技術提案」は、課題1つにつき文字サイズ10ポイント以上で1ページ以内にまとめてください。その際、「具体的な技術提案」は20行以内（1行あたり30文字以内）で記載してください。ただし、図表や写真に限り、課題1つにつき2ページ目にも記載できることとします。

上記の記載方法に依らない課題については、評価しませんので、注意してください。

技術提案は発注者が指定した項目数以内としてください。また、各項目には標題をつけ、1項目につき具体的な技術提案は1つとしてください。2つ以上の提案があっても2つ目以降の提案は評価されません。

記載事例については、別紙1～4、6を参考にしてください。

また、巻末の「総合評価方式における技術提案チェックシート」を必要に応じて活用して下さい。

### 【記号、数字の文字数の数え方の例】

文字の計算方法は、半角文字、半角数字、小数点、句読点は1文字。

記号（例：m/s（3字）、m<sup>2</sup>（2字）、m<sup>3</sup>（2字）、－（1字）、「」（2字）、℃（2字））

箇条書きの行頭文字（例：・（1字）、（1）（3字）、1.（2字）、①（1字））

特殊文字（例：⑩（2字）、㊦（3字）、㊦（5字）、Ⅱ（2字）、Ⅲ（3字）、Ⅷ（4字））

### Q 評価Ⅱ型「簡易な提案」について

A 発注工事の施工にあたり現場状況を踏まえ、指定された2項目について特に留意すべき事項を1ページ以内に記載してください。なお、提案1項目につき8行以内（1行あたり45文字以内、文字サイズは10ポイント以上）としてください。この記載方法に依らない項目については、評価しませんので、注意してください。

なお、「簡易な提案」は、記述のみとしており、図・写真・表は評価しません。

記載事例については、別紙5を参考にしてください。

記号、数字の文字数の数え方は評価Ⅰ型と同様です。

また、巻末の「総合評価方式における技術提案チェックシート」を必要に応じて活用して下さい。

## Q 技術提案の評価について

A 提案の評価については、「履行が確認可能であること」、「現場状況を理解し、反映していること」に対して、工夫の度合いにより「優位」「やや優位」「中位」「やや低位」「低位」「0点」の評価とします。

異なる工事で同じ内容の提案があったとしても、個々の工事で現場条件は異なるため、同じ評価とならない場合があります。

また、施工上の課題に対する技術提案、若しくは簡易な提案の項目が、ひとつでも未提出、未記入、あるいは提案内容が課題等とかけ離れているなど不適切な場合は、入札を無効とします。

## Q 過度な費用負担を要する（オーバースペックな）技術提案について

A オーバースペックと判断される記載については、評価されません。

以下に例示しますが、以下に該当する場合でも、現場条件や工事特性によっては必ずしもオーバースペックと判断されるわけではありませんのでご留意下さい。

なお、オーバースペックの判断基準に関して、個別具体のお問い合わせにはお答えできません。

(1) 設計図書等の設計条件に明記された項目を変更する技術提案

(例) コンクリート強度や水セメント比、鋼材強度など材料の仕様を変更する技術提案

(例) 施工部位や環境条件を考慮せずに必要のない材料を使用する技術提案（高流動コンクリートやコンクリート混和剤の使用など）

(例) 橋梁架設工法や指定仮設工法など設計図書に定められた工法を変更する技術提案

(2) 設計図書に反映して実施すべき調査を追加する技術提案

(例) ボーリング調査や非破壊検査などの追加調査の実施

(3) 設計図書等に定められた要求水準を超える過剰な上限値（数値）の技術提案

(例) 濁水処理における過剰な水質（pH・SS）レベルの設定

(例) 舗装表層における過剰な平坦性の数値設定

## 2 技術力の審査・評価について

### Q 技術提案以外の技術評価について

A 入札参加者が提出した技術資料の鑑様式により申請のあった加算点を付与します

ただし、落札候補者については技術資料（様式－2、様式－3）及び添付の証明書類により加算点を確認し、減点訂正となる場合には加算点を訂正し、落札候補者が変更となる場合には、次点候補者の加算点を確認します。

### Q 技術資料等の中で、該当する実績などが無い場合はどうすればいいか？

A 該当する実績などが無い場合には、「該当無し」と記載したうえで技術資料を提出してください。一般競争入札（条件付）公告に記載しているように、技術資料等に不備、不足がある場合は、入札で失格となること、または総合評価で加点されないことがあります。

不備、不足がないよう十分に確認し、公告に記載してある場所に期日までに提出してください。

### Q 「工事成績」について

A 過去の実績をより正確に評価するために、原則として、発注工事と同じ業種（土木一式工事、鋼構造物工事等）の工事成績評定点の平均点により評価します。

対象期間は、令和8年度発注工事の場合、土木工事では過去3年間（令和5年1月から令和7年12月）、営繕工事では過去5年間（令和3年1月から令和7年12月）に完成検査日が有る工事としております。

土木部及び農林水産部において工事成績評定要領に基づいて評価を行った工事を対象としています。なお、県外企業で石川県発注工事の実績が無い場合は、国土交通省北陸地方整備局（空港、港湾を除く）の工事成績評定点を同様に評価します。

※北陸地方整備局（空港、港湾を除く）の工事成績評定点の業種区分については、発注工事の技術資料作成要領でご確認ください。

Q 「優良工事」について

A 以下の優良建設工事が該当します。

- |         |                    |
|---------|--------------------|
| 1. 知事表彰 | 石川県知事表彰            |
| 2. 部長表彰 | 石川県土木部長表彰、農林水産部長表彰 |
| 3. 所長表彰 | 石川県土木部所管所長表彰       |
| (同等)    | 石川県農林水産部所管所長表彰     |
|         | 石川県土木部主務課長表彰       |

対象期間は過去2年度で、令和8年度発注工事の場合は、令和6年度から令和7年度に表彰されたものとします。(当該年度は含みません。)

技術資料(様式-2)に必要な事項を記載してください。

Q 「ISO認証等」について

A 技術資料提出期限において有効であることとします。

技術資料(様式-2)に必要な事項を記載し、ISO(9001、14001)認証書、いしかわ事業者版環境ISOの登録証、エコアクション21の認証・登録証の写しを添付してください。なお、認証・登録済みであるがISO認証書等の送付が遅れている場合は、それに代わる書類により証明してください。

Q 「技術者の保有資格」について

A 技術資料提出期限時において有効であることを確認します。  
したがって、提出期限から工事着手までに取得予定であっても、加点対象とはしません。

Q 「配置予定技術者に係る資格者証等」について

A 配置予定技術者の資格は、「資格者証等」の写しにより確認しています。  
「資格者証等」について、平成27年度より、技術検定の合格後、合格証明書の受領までの期間は、指定試験機関が通知する合格通知書の写しにおいても有効であるとしてます。

Q 「地域貢献度」について

- A 直近 1 年間の広域災害協定、地区災害協定の締結、直近 2 年間継続の県内道路の除雪協力の契約を評価します。

令和 8 年度発注工事の場合、災害協定については、令和 8 年 4 月 30 日以前は令和 7 年度を対象期間とし、令和 8 年 5 月 1 日以降は令和 8 年度を対象期間とします。

また、除雪協力については、令和 8 年 1 月 30 日以前は令和 6 年度と令和 7 年度を対象期間とし、令和 8 年 1 月 1 日以降は令和 7 年度と令和 8 年度を対象期間とします。

技術資料（様式－2）に必要事項を記載し、災害協定については、各建設業協会等の発行する「証明書」（但し、石川県と石川県建設業協会が締結している「広域災害時等における広域応急対策工事に関する細目協定」、「災害時における県有建築物等応急対策工事に関する細目協定」及び各土木総合事務所と各地区建設業協会が締結している「災害時等における応急対策工事に関する細目協定」は除く。）、

除雪協力については、除雪協力の契約書及び契約書の別表の写しを添付してください。

営繕工事においては、「応急危険判定士」を取得している職員の在籍状況も評価の対象とするので、それによる評価を受ける場合は、認定証の写しを添付してください。

Q 「地域精通度」について

- A 技術資料（様式－2）により申請のあった建設業法に基づく営業所について、評価します。具体的な評価点については、個別工事の入札公告を参照してください。

技術資料（様式－2）には、主たる営業所あるいはその他営業所のどちらの申請の場合であっても、3 年以上継続して存することがわかる建設業許可申請書の写しなど、技術資料作成要領により所定の証明書類を添付してください。**地域精通度の工事発注箇所と営業所の所在地の関係は以下のとおりです。**

|    |                                                                     |
|----|---------------------------------------------------------------------|
| 定義 | 県外企業とは、<br>主たる営業所が県外にあるもの                                           |
|    | 県内企業とは、<br>1. 主たる営業所が石川県内にあるもの<br>2. 石川県内に当該工事に係る自社製造プラント工場を有する県外企業 |

単体又は特定JV代表者の評価は以下の通り行う。

●県内企業のみが入札参加する場合

|    | 当該工事が存する市町名 | 当該工事が存する旧市町村名 | 建設業法上の営業所の所在地 |                          |                          | 左記以外<br><br>(0点) |         |
|----|-------------|---------------|---------------|--------------------------|--------------------------|------------------|---------|
|    |             |               | 市町内に主たる営業所が有る | 旧土木事務所管内に営業所が有る          | 土木総合事務所管内に営業所が有る         |                  |         |
|    |             |               | (3点)          | (2点)                     | (1点)                     |                  |         |
| 1  | 珠洲市         | 珠洲市           | 珠洲市           | 珠洲土木事務所                  | 奥能登土木総合事務所               | 各土木総合事務所管外       |         |
| 2  | 能登町         | 内浦町           | 能登町           |                          |                          |                  |         |
| 3  |             | 柳田村           |               |                          |                          |                  |         |
| 4  |             | 能都町           |               |                          |                          |                  |         |
| 5  | 輪島市         | 輪島市           |               | 輪島土木事務所                  |                          |                  |         |
| 6  | 門前町         |               |               |                          |                          |                  |         |
| 7  | 穴水町         | 穴水町           | 穴水町           | 七尾土木事務所                  | 中能登土木総合事務所               |                  |         |
| 8  | 七尾市         | 七尾市           | 七尾市           |                          |                          |                  |         |
| 9  |             | 中島町           |               |                          |                          |                  |         |
| 10 |             | 田鶴浜町          |               |                          |                          |                  |         |
| 11 |             | 能登島町          |               |                          |                          |                  |         |
| 12 | 中能登町        | 鳥屋町           | 中能登町          |                          |                          |                  |         |
| 13 |             | 鹿西町           |               |                          |                          |                  |         |
| 14 |             | 鹿島町           |               |                          |                          |                  |         |
| 15 | 志賀町         | 富来町           |               | 志賀町                      |                          |                  | 羽咋土木事務所 |
| 16 |             | 志賀町           |               |                          |                          |                  |         |
| 17 | 羽咋市         | 羽咋市           | 羽咋市           | 津幡土木事務所                  | 県央土木総合事務所                |                  |         |
| 18 | 宝達志水町       | 志雄町           | 宝達志水町         |                          |                          |                  |         |
| 19 |             | 押水町           |               |                          |                          |                  |         |
| 20 | かほく市        | 高松町           | かほく市          |                          |                          |                  | 津幡土木事務所 |
| 21 |             | 七塚町           |               |                          |                          |                  |         |
| 22 |             | 宇ノ気町          |               |                          |                          |                  |         |
| 23 | 内灘町         | 内灘町           |               | 内灘町                      | 金沢土木事務所<br>又は<br>鶴来土木事務所 |                  |         |
| 24 | 津幡町         | 津幡町           | 津幡町           |                          |                          |                  |         |
| 25 | 金沢市         | 金沢市           | 金沢市           | 金沢土木事務所<br>又は<br>鶴来土木事務所 |                          |                  |         |
| 26 | 野々市市        | 野々市町          | 野々市市          |                          |                          |                  |         |
| 27 | 白山市         | 松任市           | 白山市           | 鶴来土木事務所                  | 石川土木総合事務所                |                  |         |
| 28 |             | 美川町           |               |                          |                          |                  |         |
| 34 |             | 鶴来町           |               |                          |                          |                  |         |
| 35 |             | 河内村           |               |                          |                          |                  |         |
| 36 |             | 吉野谷村          |               |                          |                          |                  |         |
| 37 |             | 鳥越村           |               |                          |                          |                  |         |
| 38 |             | 尾口村           |               |                          |                          |                  |         |
| 39 |             | 白峰村           |               |                          |                          |                  |         |
| 29 | 小松市         | 小松市           | 小松市           | 小松土木事務所                  | 南加賀土木総合事務所               |                  |         |
| 30 | 能美市         | 根上町           | 能美市           |                          |                          |                  |         |
| 31 |             | 寺井町           |               |                          |                          |                  |         |
| 32 |             | 辰口町           |               |                          |                          |                  |         |
| 33 | 川北町         | 川北町           | 川北町           | 大聖寺土木事務所                 |                          |                  |         |
| 40 | 加賀市         | 加賀市           | 加賀市           |                          |                          |                  |         |
| 41 |             | 山中町           |               |                          |                          |                  |         |

●県外企業が入札に参加する場合

|          | 県内企業 | 県外企業 |
|----------|------|------|
| 地域精通度加算点 | 3    | 0    |

Q 「同種工事の施工実績」について

- A 「同種工事の施工実績」については実績を求めない場合、あるいは企業の実績、配置予定技術者の実績の一方または両方を求める場合があります。  
発注工事の技術資料作成要領により確認してください。

対象期間は、15年前の年度当初から技術資料提出期限までに完成した工事とします。  
令和8年度発注工事の場合は、平成23年度からです。

土木工事ではCORINSに登録可能な発注機関が発注した工事で評価します。

ただし、工事によって発注機関を限定する場合もあるため、対象工事の技術資料作成要領を確認してください。

また、営繕工事においては民間発注工事も評価の対象とする場合があります。  
技術資料（様式－2、様式－3）に必要事項を記載し、同種工事の施工実績を確認できるCORINSなどの写しを添付してください。

なお、企業の実績については、石川県内での実績に限定します。  
また、配置予定技術者の実績については、国内の実績とします。

Q 古い工事のため、入札参加者が施工実績の資料を保存していない場合

- A 契約書、図面等により施工実績を確認することを原則とします。  
古い工事で、自社に資料がない場合は、発注者に確認するなどしてください。  
口頭のみの場合は不可とします。

Q 共同企業体で受注した工事の施工実績について

- A 過去に共同企業体として受注した工事の代表者、構成員にかかわらず施工実績として認めています。

Q 下請け工事の「同種工事の施工実績」について

- A 下請け工事の施工実績については、企業の「同種工事の施工実績」として認めておりません。

Q 配置予定技術者の下請け工事における「同種工事の施工実績」について

A 配置予定技術者については下請け工事における施工実績も認めていますが、主任技術者又は監理技術者としての実績を証明する書類（CORINSなどの写し）を必ず添付してください。

ただし、工事によって対象を限定する場合もあるため、対象工事の技術資料作成要領を確認してください。

Q 配置予定技術者の施工実績は現場代理人としての経験でもいいのですか？

A 原則として、配置予定技術者の施工実績は、「主任技術者又は監理技術者」としての実績のほか、現場代理人としての実績も総合評価方式での加点対象としています。

ただし、工事によって対象とする役職を限定する場合もあるため、対象工事の技術資料作成要領を確認してください。

Q 配置予定技術者の施工実績の評価対象となる工事の従事期間について

A 準備期間（下記、工種別準備期間一覧表）および後片付け期間（20 日）を除いた全工期に従事した場合に、施工実績として認められます。

工種別準備期間一覧表

| 工種         | 準備期間 | 工種                   | 準備期間 |
|------------|------|----------------------|------|
| 河川工事       | 40 日 | 舗装工事（修繕）             | 60 日 |
| 河川・道路構造物工事 | 40 日 | 共同溝等工事               | 80 日 |
| 海岸工事       | 40 日 | トンネル工事               | 80 日 |
| 道路改良工事     | 40 日 | 砂防・地すべり等工事           | 30 日 |
| 鋼橋架設工事     | 90 日 | 道路維持工事※ <sup>1</sup> | 50 日 |
| PC 橋工事     | 70 日 | 河川維持工事※ <sup>1</sup> | 30 日 |
| 橋梁保全工事     | 60 日 | 電線共同溝工事              | 90 日 |
| 舗装工事（新設）   | 50 日 | ダム工事※ <sup>2</sup>   | 90 日 |
|            |      | その他                  | 30 日 |

※<sup>1</sup> 通年維持工事は除く

※<sup>2</sup> ダム本体工事を含む工事に限る

Q 企業の施工実績についての添付資料

- A 技術資料（様式－２）に施工実績として記載した工事については、工事内容を確認できる書類の添付が必要です。CORINSの写しまたは契約書の写しを有効とします。

なお、評価対象となっている工種、概要などについての記載が無いなど、契約書の写しでは記載内容の全てを確認することができない場合には、補足資料として工種、概要などを確認できる図面や設計内訳書等を添付する必要があります。

Q 配置予定技術者の施工実績についての添付資料

- A 技術資料（様式－３）に施工実績として記載した工事については、工事内容を確認できる書類の添付が必要です。CORINSの写しまたは契約書の写しを有効とします。  
なお、評価対象となっている工種、概要などについての記載が無いなど、契約書の写しでは記載内容の全てを確認することができない場合には、補足資料として工種、概要などを確認できる図面や設計内訳書等を添付する必要があります。

Q 契約時、または工事途中での配置予定技術者の変更について

- A 基本的には認められません。  
ただし、工事途中で死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職など特別な理由の場合は、すみやかに発注者と協議してください。  
令和６年能登半島地震及び奥能登豪雨により、どうしても変更の必要が生じた場合※は、発注者と協議のうえ、評価した技術者と同等以上の人を配置してください。

※主任（監理）技術者が職務を継続できない場合や工期及び工事内容に大幅な変更が発生した場合等

詳しくは、「石川県発注工事における主任（監理）技術者及び現場代理人の兼務等に関するQ&A」をご確認ください。

# Q 建設系CPD協議会加盟団体及び各団体の推奨単位について

A 建設系CPD協議会加盟団体の推奨単位は下記のとおりです。

令和7年4月1日現在

| No. | 加盟団体                    | 推奨単位<br>(年) | CPD<br>証明書<br>の有無 |
|-----|-------------------------|-------------|-------------------|
| 1   | (公社) 空気調和・衛生工学会         | 50 ポイント     | 有                 |
| 2   | (一財) 建設業振興基金            | 12 単位       | 有                 |
| 3   | (一社) 建設コンサルタンツ協会        | 50 単位       | 有                 |
| 4   | (一社) 交通工学研究会            | 50 単位       | 有                 |
| 5   | (公社) 地盤工学会              | 50 単位       | 有                 |
| 6   | (公社) 森林・自然環境技術者教育研究センター | 20CPD 時間    | 有                 |
| 7   | (一社) 全国上下水道コンサルタント協会    | 50 単位       | 有                 |
| 8   | (一社) 全国測量設計業協会連合会       | 20 ポイント     | 有                 |
| 9   | (一社) 全国土木施工管理技士会連合会     | 20 ユニット     | 有                 |
| 10  | (一社) 全日本建設技術協会          | 25 単位       | 有                 |
| 11  | 土質・地質技術者生涯学習協議会         | 50CPD 単位    | 有                 |
| 12  | (公社) 土木学会               | 50 単位       | 有                 |
| 13  | (一社) 日本環境アセスメント協会       | 50 単位       | 有                 |
| 14  | (公社) 日本技術士会             | 50 単位時間     | 有                 |
| 15  | (公社) 日本建築士会連合会          | 12 単位       | 有                 |
| 16  | (公社) 日本コンクリート工学会        | -           | -                 |
| 17  | (公社) 日本造園学会             | 50 単位       | 有                 |
| 18  | (公社) 日本都市計画学会           | 50 単位       | 有                 |
| 19  | (公社) 農業農村工学会            | 50CPD       | 有                 |

推奨単位として「必要な単位」、「望ましい単位」を定めている団体については、「必要な単位」を推奨単位とします。( (一社) 全国土木施工管理技士会連合会など)

1年間での推奨単位を定めておらず、複数年間での推奨単位しか定めていない団体については、1年間あたりに換算し推奨単位とします。( (公社) 日本技術士会など)

推奨単位を定めていない団体については、評価の対象としません。

Q すべての工事においてC P D（継続学習）が評価項目となるのですか？

A 評価Ⅰ型、Ⅱ型、実績評価型、評価簡易型のすべての業種を対象とします。

Q 建設系C P D協議会加盟団体、及び建築C P D運営会議の構成団体であればどの団体でもよいのですか？

A どの団体の証明書でも構いません。

発注工事の種別とC P D運営団体との関連は問いません。

Q 前年度とはどの時点を基準とするのですか？

A 入札公告日の前年度とします。令和8年度発注工事の場合は、令和7年度が対象となります。

Q 複数の団体においてC P D取得単位がある場合はどのように扱うのですか？

A 建設系C P D協議会加盟団体、及び建築C P D運営会議の構成団体のうちから1団体のみ認めるものとします。

複数の団体においてC P D取得単位がある場合は、相互認証制度を活用し、1団体に集約してください。

Q 取得単位はどのように確認するのですか？

A 各団体が発行する学習履歴の証明書の写しを確認します。  
証明書の発行を行っていない団体については、評価の対象としません。

### 3 総合評価の結果について

#### Q 評価結果の公表について

A 技術評価点、入札額、評価値を県のホームページ上で公表しています。

#### Q 加算点の内訳、技術評価の採点内容を教えてもらえるか？

A 窓口で、自社の評価項目ごとの加算点について口頭で回答します。

電話による問合せには、回答いたしません。

#### Q 落札者とならなかった理由を知りたいのですが、どうしたらいいですか？

A 技術資料作成要領に記載しているとおり、当該工事の落札者決定の日から7日（休日を含まない。）以内に技術資料作成要領に記載してある場所で、書面で申請していただければ、後日お知らせします。

### 4 技術提案の履行について

#### Q 技術提案の履行に伴う工事金額の変更について

A 技術資料作成要領に記載しているとおり、技術提案に記載された内容については、履行状況について確認・検査します。

ただし、技術提案の履行に伴う工事金額の変更は行いません。

#### Q 技術提案をした内容の施工ができなくなった場合

A 技術資料作成要領に記載しているとおり、技術提案に記載された内容については、受注者の責により入札時の評価内容が満足できない場合は、原則として入札時の技術提案等を満たす状態とするよう、再施工させることにしています。

再施工が合理的でない場合は、加算点を再計算して修正の契約額を算出し、差額分を受注者に課すことにしています。

併せて、工事成績評定を5点減点するなどの処置をとることとしています。

Q 総合評価で技術提案した内容は、工事成績評定の工事特性、創意工夫、社会性等に関する加点対象となるか？

A 総合評価の技術提案も工事特性、創意工夫、社会性等に関する加点対象になります。但し、営繕工事においては、創意工夫は対象外となります。

Q 設計書で現場環境改善の費用を計上している場合、総合評価で技術提案した内容の履行にかかる費用について、特記仕様書の現場環境改善に関連する内容のものは、現場環境改善にかかった費用として扱ってもよいのか？

A 現場環境改善費用として扱いません。

Q 技術提案で記載された内容について、契約後に発注者が認める場合は、協議書を取りかわすことで履行内容を変更または取り止めることはできますか？（再施工や減点等の対象とはならないでしょうか？）

A 技術提案された内容については原則履行しなければなりません。  
ただし、発注者から指示があった場合や条件変更等不可抗力な状況が発生した場合は、すみやかに発注者と協議して下さい。

Q オーバースペックと判断された技術提案には履行義務はないのですか？

A オーバースペックと判断された技術提案でも記載されている項目はすべて履行義務を負うことになります。

## 5 評価簡易型について

Q 評価簡易型を新設した目的は？

A 令和6年能登半島地震の発生に伴い、早急に工事着手する必要性が生じたため、技術力をある程度確保しつつ速やかに災害復旧工事に取りかかるため、技術提案を省略した総合評価として評価簡易型を新設しました。

Q どのような工事に適用されるのか？

A 令和6年以降の災害復旧工事①災害復旧工事のうち予定価格が1億円以上1.5億円未満の工事、②WT0対象工事金額未満の概略発注対象工事に適用されます。ただし、発注者が必要と判断した場合は通常の評価Ⅰ型、評価Ⅱ型を適用される場合があります。対象とする工事の具体例は原則、以下のとおりです。

| 対象工事                                                        | 具体例                                                                                                                               |
|-------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和6年以降の災害復旧工事で<br>①1億円以上1.5億円未満の工事<br>②WT0対象工事金額未満の概略発注対象工事 | 国事業名が「河川等災害復旧事業」、「都市災害復旧事業」、「河川等災害関連事業」、「河川災害復旧助成事業」、「災害関連緊急砂防事業」、「災害関連緊急地すべり対策事業」、「災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業」、県予算の（款）災害復旧費に計上される工事を対象とする。 |
|                                                             | 営繕工事の場合、上記の営繕工事を対象とする。                                                                                                            |

Q 復旧・復興 JV で入札に参加する場合、総合評価の評価対象を分かりやすく教えて欲しい。

A 企業の技術力（同種工事、工事成績、優良工事、ISO）は、構成員のうちいずれかの実績を対象として評価します。ただし同一企業とします。

配置予定技術者の技術力（同種工事、資格、CPD）は、構成員のうちいずれかの企業が専任して配置する技術者を対象として評価します。ただし同一企業の技術者とします。

地域貢献度（災害活動、除雪協力）は構成員のうちいずれかの実績を評価します。

地域精通度（営業所の所在地）は代表者の営業所の所在地で評価します。

| 評価項目           |                 | 評価内容                                                                       |
|----------------|-----------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 企業の技術力         | 同種工事の実績         | 構成員のうちいずれかの実績<br>(ただし、「企業の技術力」の評価は<br>同一企業を対象とする)                          |
|                | 工事成績            |                                                                            |
|                | 優良工事            |                                                                            |
|                | ISO 認証等         |                                                                            |
| 配置予定技術者の技術力    | 同種工事の実績         | 構成員のうちいずれかの企業が<br>専任して配置する技術者の実績<br>(ただし、「配置予定技術者の技術力」の<br>評価は同一企業の技術者とする) |
|                | 保有資格            |                                                                            |
|                | CPD(継続学習)       |                                                                            |
| 地域貢献度          | 災害活動            | 構成員のうちいずれかの実績                                                              |
|                | 除雪協力            | 構成員のうちいずれかの実績                                                              |
| 地域精通度          | 営業所の所在地         | 代表者の営業所の所在地                                                                |
| 施工体制の評価        |                 | 品質確保の実効性<br>施工体制確保の確実性                                                     |
| 不正行為<br>(減点項目) | 談合等に関する<br>指名停止 | 構成員のうち一者でも該当する場合                                                           |

## 6 実績評価型について

### Q 実績評価型を新設した目的は？

A 近年の資材価格、労務費の上昇により工事価格が上昇し、一般的な工事で技術的工夫の余地が少ない工事でも、技術提案を求めておりました。しかし、これらの工事は、発注者が示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行うことで工事品質を確保できるため、技術提案を省略し、施工の確実性及び品質を確保する観点から、企業の実績を評価する実績評価型を新設しました。

この FAQ のほか、下記ホームページでもよくある質問を掲載しております。  
あわせてご確認下さい。

「一般競争入札（事後審査型）についてよくある質問」

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kanri/h19seidokaisei/h19seidokaisei.html>

「復旧・復興 J Vについてよくある質問」

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kanri/fukkyuufukkoujv.html>

「石川県発注工事における主任（監理）技術者及び現場代理人の兼務等に関する Q & A」

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kanri/documents/kenmuqanda.pdf>